

公益財団法人日本ボールルームダンス連盟  
懲戒規定施行細則

平成30年4月2日業務執行理事会規定

第1章 総 則

(目的)

第1条 この細則は、懲戒規定第30条に基づき、同規定第4条第3項により資格審議委員会が行う会員の懲戒に関し必要な事項を定める。

(懲戒事由)

第2条 資格審議委員会が扱う懲戒事由は、次の各号のとおりとする。

- (1) 審査員、試験審査員、採点管理者、チェッカー委員の懲戒規定第4条第1項第1号に該当する行為
- (2) 会員の懲戒規定第4条第1項第3号及び第4号に該当する行為

(懲戒の種類)

第3条 資格審議委員会が行う懲戒の種類は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号
  - ① 注意
  - ② 戒告
  - ③ 会員権の停止
  - ④ 除名
  - ⑤ 本法人における過去の名誉の剥奪
- (2) 前条第2号のうち懲戒規定第4条第1項第3号
  - ① 注意
  - ② 戒告
  - ③ 指導者資格の停止
  - ④ 指導者資格の取消し
- (3) 前条第2号のうち懲戒規定第4条第1項第4号  
会員名簿からの消除

(懲戒の内容)

第4条 前条第2号の懲戒の内容は、次のとおりとする。

- (1) 注意は、第9条各号に規定する違反行為（以下「違反行為」という。）について、軽微な違反があったとき。
- (2) 戒告は、軽微とはいえない違反行為があったとき、又は前号の注意処分を2回以上受けたとき。

(3) 指導者資格の停止は、著しい違反行為があったとき、又は戒告処分を2回以上受けたとき。その処分内容は次のとおりとする。

- ①資格停止3カ月
- ②資格停止6カ月
- ③資格停止1年

(4) 指導者資格の取消しは、違反行為が著しく、本法人の名誉を毀損し、かつ、指導者としての適正が認められないとき。

(会費未納による措置)

第5条 会員が会費規定に基づく会費を定められた期間までに納入しないときは、会員規定第9条第3号に基づき、当然に会員としての資格を失い、会員名簿から登録を消除する。

(事案の回付)

第6条 資格審議委員会は、懲戒事由が、明らかに懲戒規定第4条第1項第1号若しくは第2号に該当する事実が認められる場合には、遅滞なくコンプライアンス委員会に対し、理由を付して当該事案を回付しなければならない。

(綱紀委員会の設置等)

第7条 資格審議委員会に綱紀委員会を設置する。

- 2 綱紀委員会は、苦情等の申し出及び懲戒請求がなされた事案につき必要な調査を行い、意見を付してその結果を資格審議委員長に報告する。
- 3 綱紀委員会は、資格審議委員会の中から資格審議委員長が指名する3～5名の委員により構成し、そのうち1名を委員長とする。
- 4 綱紀委員会は、調査に必要な範囲で、懲戒請求者及び被請求者その他関係者の出席を求め、その陳述を聴き、その他必要な調査をすることができる。

## 第2章 懲戒の手続

(懲戒請求及び調査)

第8条 懲戒の請求があった場合において、懲戒事由が懲戒規定第4条第3号に該当するときは、コンプライアンス委員会は当該事案を資格審議委員会に回付する。

- 2 資格審議委員長は、資格審議委員の中から3～5名を指名し、綱紀委員会を設置し、前項により回付された事案について、直ちに、調査を開始しなければならない。
- 3 綱紀委員会は、前項の調査結果を行った場合は、意見を付して資格審議委員長に報告しなければならない。

(懲戒の対象)

第9条 懲戒規定第4条第1項第3号に該当する事案の具体例は、次のとおりとする。

- (1) 不必要な身体への接触
- (2) 容姿及び身体上の特徴に関する不必要な発言
- (3) 性的及び身体上の事柄に関する不必要な質問
- (4) プライバシーの侵害
- (5) 噂の流布
- (6) 交際・性的関係強要
- (7) わいせつ図画の閲覧、配布、掲示
- (8) 性的な言動への抗議又は拒否等を行った受講者に対して、不利益を与える行為
- (9) 性的な言動により、他の会員の指導意欲を低下せしめ、能力の発揮を阻害する行為
- (10) 受講者が希望しない指導、身体的強制力の行使、暴言、侮辱的発言その他受講者の人格を侵害する行為
- (11) その他、受講者及び他の会員等に不快感を与える言動

(懲戒の議決)

第10条 資格審議委員会は、綱紀委員会から第7条第3項の報告を受けた場合において、前条の懲戒対象の事実が認められる場合には、すみやかに（2カ月以内）会議を開き、懲戒処分の当否及び程度について審議しなければならない。

2 資格審議委員会は、前項により懲戒処分を相当と認めたときは、すみやかに理由を付した書面により会長に報告しなければならない。

(審査員等の懲戒)

第11条 審査員、試験審査員、採点管理者及びチェッカー委員に対する懲戒は、それぞれを所管する会議の長が資格審議委員長に報告することにより行う。

(懲戒規定の準用)

第12条 懲戒規定第16条から第18条並びに第3章の規定は、資格審議委員会がこの細則に基づき行う懲戒処分について、準用する。

## 附 則

1 この施行細則は、平成30年4月2日から施行する。